

# 「もみじゴールド定期預金」規定

「もみじゴールド定期預金」(以下、「この預金」といいます)は、この規定により取扱います。なお、この規定にない事項については、当行ホームページに掲載の定期預金共通規定および自動継続自由金利型定期預金(M型)規定、自由金利型定期預金(M型)規定により取り扱います。

## 1. (規定に使用する用語のよみかえ)

- (1) 「この預金」を証書式でお預入れの場合は、規定で使用されている「通帳」を「証書」と読み替えてください。
- (2) この証書に受取欄がある場合は、「当行所定の払戻請求書」として使用することがあります。

## 2. (お申込み対象)

次の条件のいずれかに該当される個人の方に限定させていただきます。なお、「この預金」のお預入れ店は、次の各種年金・手当のお受取り店に限定させていただきます。またお預入れはお一人様1か店に限定させていただきます。

- (1) 公的年金を当行でお受取りの方  
公的年金とは厚生年金・国民年金・労災年金のいずれかを指します。
- (2) 満55歳以上、満70歳未満の方で、当行で公的年金のお受取りを予約されている方
- (3) 次のいずれかの手当を当行でお受取りの方
  - ① 児童扶養手当(根拠法「児童扶養手当法」)
  - ② 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当(根拠法：特別児童扶養手当等の支給に関する法律)
  - ③ 医療特別手当、特別手当、保険手当、健康管理手当(根拠法：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)
- (4) 制度上、公的年金受給資格をもたない65歳以上の在日外国人の方

## 3. (お預入れ金額等)

この預金のお預入れは、お一人様1円以上(上限なし)とし、1円単位でお預入れできます。なお、この預金は小切手その他の証券類でのお預入れはできません。

## 4. (お預入れ利率)

- (1) この預金は、お預入れ金額が300万円未満の場合はスーパー定期の、300万円以上の場合はスーパー定期300のお預入れ時の店頭表示利率(1年)に当行所定の優遇金利を上乗せした特約利率を適用します。
- (2) この預金は、市場動向等により、上乗せ利率の条件を変更する場合があります。

## 5. (自動継続)

- (1) この預金は通帳記載の満期日に前回と同一期間の「もみじゴールド定期預金」に継続となります。
- (2) この預金が自動継続式の場合は、第1回継続時以降の利率は、継続日におけるスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率(1年)に当行所定の優遇金利を上乗せした特約利率を適用します。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後にお支払いします。

## 6. (自動継続の中止)

- (1) 当行が定めた期間内に預入対象の年金の振込みがなかった場合、この預金の自動継続を中止します。
- (2) 当行に公的年金の予約をお申込みになりながら、70歳までに年金の振込みがなかった場合、この預金の自動継続を中止します。
- (3) 取引の公平性を害する恐れがあると当行が判断した場合は、この契約を無効にする場合があります。
- (4) 自動継続を停止した場合、この預金は満期日以後に支払います。

## 7. (利息)

- (1) この預金の利息は、お預入れ日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率(継続後の預金については上記5.(2)の利率)によって計算し、自動継続利息受取型の場合は、満期日(継続したときはその満期日)に指定口座に入金します。非自動継続の場合は、満期日以後に当行所定の方法によりこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の継続を停止した場合は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるとき、この預金は満期日前に解約できません。満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数により次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨て)によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 預入期間6か月未満

解約日における普通預金利率

② 預入期間6か月以上1年未満

預入日(または継続日)における店頭表示のスーパー定期またはスーパー定期300の「6か月」利率×70%

なお、この利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率を適用します。また、中途解約された場合、金利の上乗せは適用いたしません。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 8. (規定の変更)

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力の発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

## 9. (預金保険制度の保護)

この預金は、預金保険制度の対象預金です。当行にお預入れの預金(決済用普通預金は除く)について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

以上  
(2019年10月1日現在)